海でつながる未来と海峡フェスティバル実行委員会

会　則

第１章　総則

(名　称)

第１条　この会は、「海でつながる未来と海峡フェスティバル実行委員会」(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目　的)

第２条　実行委員会は、明石海峡航路新船舶就航式を開催をはじめ、明石市と淡路市が協力して、関連行事を通じて明石海峡の海の魅力、海の豊かさ、歴史・文化を広く若者に伝えることを目的とする。

(事　業)

第３条　実行委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(１) 明石海峡航路新船舶就航記念アトラクション

 明石海峡航路新船舶就航式では、新船舶がその就航を祝う数十隻の大漁旗を掲げた漁船に囲まれ登場、安全祈願の神事の後、地元岩屋地区の伝統芸能である恵比寿舞という豊漁と海の安全を祈願する浜芝居を、訪れた人々に披露する。この恵比寿舞の見どころは、えびす様が生きた鯛を釣上げる場面が、必見です。その他、地元漁師による地魚のＢ級グルメを振舞う等、地域の秘めた魅力を体感していただき、交流人口、定住人口の増加に結びつけてゆく。

明石市においては、海の公共交通機関として、人々や文化の交流を支えてきた明石海峡航路の変遷のパネルを明石港乗り場に展示し、航路が担ってきた役割や重要性を振り返るとともに就航する新船の門出を祝福する。

(２) 海とふれあい、海を体験

①明石市には海とふれあうことができる美しく整備された砂浜が続く林崎松江海岸があります。子どもたちが、砂浜を活かしたビーチサッカー、宝探しや潮干狩りなど、日常とは違った遊びを通じて、海との関わりを深めることを継続します。

②淡路市岩屋の田ノ代海岸では、子供たちが地元の漁師さんと一緒に地引網を引いて、スーパーの切身ではない生きた魚を実際に見たり、触ったり、本物の魚と触れあい、海の恵みを体感する。その経験をこれから出会う多くの人々に伝承し海への関心の向上を図る。

③明石市においては、豊かな海から獲れる様々な魚をタッチプールに放ち、子どもたちが直に触れ合うことにより、魚の生態を体験学習する。

④海上保安庁の巡視船見学に関しては、豊かな海を未来につないでゆくために、海を守るという大切な仕事があることを知ってもらう機会を提供する。

⑤明石海峡では明石市、淡路市の小学生を対象に両市の教育委員会が後援し、教育プログラムの一環とした体験クルーズを実施します。体験クルーズでは、船内で海の歴史や文化について学習し海の恵みの大切さを習得します。

(３) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第２章　組　織

(構成)

第４条　実行委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

２　実行委員会には会長、実行委員長、監事を置き、委員の互選により選出する。

(役員)

第５条　会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

２　実行委員長は、各市の事業について監督・職務をする。

３　監事は、会計の監査に当たる。

(委員等の任期)

第６条　委員等の任期は、第１４条の規定により実行委員会が解散することとなるまでとする。

２　会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第７条　委員等が実行委員会等行事に参加した際の旅費は、実費支給することとする。

第３章　会　議

(会議)

第８条　実行委員会は、委員をもって構成し、会長が招集し、その議長となる。

２　実行委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(１)　会則の制定及び改廃に関すること

(２)　海の行事の企画及び運営の基本事項に関すること

(３)　事業計画、予算及び決算に関すること

(４)　その他行事の開催に関し重要な事項に関すること

３　実行委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開催及び議決することができない。ただし、実行委員会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任することができる。

４　実行委員会の議事は、出席した実行委員(代理人にその権限を委任したものを含む)の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

５　会長は、必要があると認めるときは、実行委員会に実行委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決事項)

第９条　会長は、緊急を要し実行委員会を招集するいとまがないと認めるときは、前条第２条各号に掲げる事項を専決処分することができる。

２　会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の実行委員会にこれを報告しなければならない。

第４章　事務局

(事務局)

第１０条　実行委員会の事務を処理するため、海でつながる未来と海峡フェスティバル実行委員会事務局(以下「事務局」という。)株式会社淡路ジェノバライン総務課内に置く。

２　事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、この会則に定めるほか、会長が別に定める。

第５章　経費及び会計

(経費)

第１１条　実行委員会の経費は、負担金及び助成金をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第１２条　実行委員会の事業計画及び収支予算は、実行委員会の議決により定め、収支予算は、監事の監査を経て、実行委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第１３条　実行委員会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第６章　解　散

(解散)

第１４条　実行委員会は、その目的が達成され事業報告を行った後に解散する。

２　実行委員会が解散するときに有する残余財産は、会費持分で按分するものとする。

第７章　補　則

(補則)

第１５条　この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

１　この会則は、平成２７年４月１０日から施行する。

２　実行委員会当初の会計年度は、第１３条１項の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から平成２８年３月３１日までとする。

別表(第４条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　職 | 氏名及び所属 | 備　考 |
| 会　長実行委員長実行委員長実行委員長 | 吉村　静穂　㈱淡路ジェノバライン門　　康彦　淡路市長泉　　房穂　明石市長東根　　壽　淡路島岩屋漁業協同組合代表理事組合長 |  |